



消費・生活に関するトラブルや対策方法をご紹介しています。

文字を大きくする

文字を小さくする

[携帯版](#) | [English](#) | [サイトマップ](#)

[トラブル教えて下さい
消費者トラブルメール箱](#)

[ご相談はこちへ
消費生活センター](#)

[困った時のヒント
マガジン](#)

[消費生活入門](#)

[お知らせ](#)

[暮らしの相談窓口](#)

[当センターについて](#)

[メール](#)

何をお探しですか？

検索

[検索方法について](#)

現在の位置 : [トップページ](#) > [ご注意ください](#) > 新手の投資詐「ロコ・ロンドン金」に注意！

[ご注意ください](#)

[2007年2月23日:更新]
[2007年1月19日:更新]
[2007年1月12日:公表]

- ❖ [スカイビズ被害 - 賠償請求は3月30日締切](#)
- ❖ [第三者がとらえた高齢者ホーム - 入居者が快適に暮らせるために -](#)
- ❖ [医師等の免許を持たない者が検査を行い、商品等を契約させる手口に注意！](#)
- ❖ [高齢者を狙う悪質商法にご用心](#)
- ❖ [悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています](#)
- ❖ [あわてないで!! クリックしただけで、いきなり料金請求する手口](#)
- ❖ [悪質な「訪問販売によるリフォーム工事」にご用心](#)
- ❖ [インターネットトラブル](#)

新手の投資詐「ロコ・ロンドン金」に注意！

昨年(2006年)の秋頃から「ロコ・ロンドン貴金属取引」「ロコ・ロンドン保証金取引」といった名称の取引(以下、ロコ・ロンドン金取引)について、「契約したが、大丈夫か」「取引をしたところ損をした」などの相談が、国民生活センターや全国の消費生活センター等に寄せられはじめている。

相談事例をみると、70歳代～80歳代の高齢者が取引の仕組みを理解できないまま、100万円以上の高額なお金を投資し、トラブルに巻き込まれているケースが多くみられる。なかには、「投資したお金のほとんどが戻らなかった」という深刻な被害もある。

そこで、被害の拡大を未然に防ぐために、トラブルの実態と注意点を情報提供する。

相談事例

[-過去の記事一覧](#)

【事例1】70歳代の高齢者が、たった2日で100万円以上の損

ロンドン市場の金への投資を勧める電話が自宅にあった。「買う気はない」と断ったが、業者は「儲かる」と言うばかりで、なかなか電話を切れなかった。「自宅まで説明に行きたい」と言われ、電話を切りたかったし、「話を聞くだけなら」と思い承諾してしまった。

後日、営業員が自宅に来たが、「金がすごく値上がりしている」など良い話しかないのであやしいと思い、しばらく話を聞いた後、帰ってもらった。それから1時間半ほどすると、今度は別の営業員から電話があり「今がチャンス」「年6%の金利がつく」などと勧められた。金の価格が下がっても金の現物をそのまま持つていればいいと思ったし、金利も良かったので、取引の仕組みはよく理解できなかったが、120万円分の契約をし、お金を支払ってしまった。

その翌日、また業者から電話があり「300万円追加すればさらに

儲かる」と言われ、追加することにした。夫名義の貯金を下ろそうと金融機関に行つたが、夫本人でないと貯金を下ろせないと断られ、そのまま帰宅した。家に帰ると業者から電話があるので「追加はしない」と断ったところ、「もう既に買ってしまった」と言われた。不信感が強まり、翌日、解約すると伝えたところ「120万円のうち返金は約15万円になる」と言われた。「儲かる」と言われて買ったのに、たった2日で105万円も損をするとは思っていなかった。

(契約当事者:70歳代 女性 家事従事者)

[事例2] 執よう・強引な電話勧誘を受け、借金までして取引したが、150万円も損

業者から電話があり「確実に儲かる、信用できる良い話があるのでは資料を送る」と言われた。数日後、資料が届いた頃に再び電話があり「1日でも早く」としつこく勧誘され、断り切れず、もっとも低い取引単位の30万円だけ契約した。そのすぐ翌日から何度も追加を催促する電話があったが、もうこれ以上お金用意できないので断っていた。

ある日、「金が暴騰しており、抽選に当たらないと取引できないほどである」「抽選に参加しないか」と言われ、最初は断っていたが、「絶対に儲かる」と何度も強調され、あまりにしつこかったので「抽選だけなら」と応募した。1時間ほどすると「抽選に当たった」と電話があり、そのとき「しまった」と後悔した。「やめたい」「お金がない」と何回も頼んだが、「今やめると違法取引になる」「お金がなければ、サラ金から借金すればよい」と強い口調で言われ、何も言えなくなってしまい、やむを得ずサラ金から110万円借りて、合計150万円を送金した。

数日間悩み、やっぱりやめたいと思い業者に連絡したところ、「いま取引をやめると20数万円しか返せない」「損を取り戻すには、もう360万円必要」と言われ驚いた。もうこれ以上取引をしたくない。

(契約当事者:40歳代 男性 自営・自由業)

ロコ・ロンドン金取引の仕組み

(1)ロコ・ロンドン金取引とは

「ロコ」とは「...において」「...渡し」といった意味であり、したがって、「ロコ・ロンドン金取引」とは「ロンドンにおいて金を受け渡しする取引」という意味である。

相談事例をみると、消費者が「金の現物が手に入る」と理解しているケースが目立つ。しかし、実際には、金の現物が消費者の手に入る取引ではなく、消費者が業者に証拠金(保証金)を預け、業者がその証拠金をもとに、証拠金の何十倍もの取引を行う「証拠金取引」である。

(2)ロコ・ロンドン金取引は非常に危険な取引

ロコ・ロンドン金取引は証拠金取引であるため、ロンドン市場の金価格が期待どおりに変動した場合には大きな利益を得られるが、予想に反した場合には大きな損失が発生し、また、損失が最初に支払った証拠金を上回るおそれがある。

また、消費者はロンドン金価格や為替相場の動きを見ながら、売買の決断をする必要があるほか、注文どおりに取引が行われているのか、さらには、取引自体が本当に行われているのか確認することは極めて困難である。

(3)ロコ・ロンドン金取引業者を規制する法律はない

ロコ・ロンドン金取引は先物取引ではないため、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受けない。この他にもロコ・ロンドン金取引を規制する法律はなく、クーリング・オフ制度のように消費者が一方的に申込みの撤回や契約の解除をすることは難しい。

また、「ロンドン市場において、(国内の商品取引員にあたる)資格を有している」と説明する業者もある。しかし、ロコ・ロンドン金取引では、ロンドン金市場が取引所として存在するわけではなく、「ロンドン金の価格を使った取引」であることにも注意が必要である。

「ロコ・ロンドン金」のほかにも、「ロコ・ニューヨーク金」など「ロコ・」(　　= 市場名、　　= 商品名等)という名称の取引に関する相談がみられる。これらの取引もロコ・ロンドン金取引と同様に非常にリスクの高い取引であり、注意が必要である。

■ 消費者へのアドバイス

(1)取引の仕組みが分からなければ、絶対に手を出さないこと

「取引の仕組みが分からなくても、アドバイスするから大丈夫」との勧誘もみられるが、いったん契約してしまうとアドバイスをしない、消費者が理解していないことをいいことに勝手に売買をしてしまう、というケースもある。

(2)取引するつもりがないのなら、はっきりと断ること

電話があった後、営業員が消費者宅を訪問したり、パンフレットを送付したりするケースが多くみられる。

話だけ聞いて後で断ろうと思っていても、断り切れないことが多いので、取引をするつもりがないのなら「取引はしない」とはっきり断ること。

(3)金の現物は手に入らない

「金の現物が手に入る」「金の価格が下がっても、金の現物を持っていればよい」と理解している消費者が多いが、ロコ・ロンドン金取引は証拠金取引であり、金の現物が手に入るわけではない。

また、「ロンドンの金は世界的に信頼できる」というセールストークもみられるが、ロコ・ロンドン金取引そのものを信頼できるということではない。

(4)「利率の良い預貯金のようなもの」ではない

ロコ・ロンドン金取引では、金の金利とドルの金利差を利用した「スワップポイント」を受け取ることができる。そこで業者は「年6%の金利がつくので、預貯金より有利」「高利率の預貯金のようなも

の」といった説明をしているが、金利の動向によっては、期待していたようなスワップポイントを受け取ることが出来ない場合がある。また、ロコ・ロンドン金取引は証拠金取引なので、金の価格が少し変動するだけで、スワップポイント分の利益がなくなってしまうこともある。

(5)トラブルにあったら

相談事例をみると、消費者がお金(証拠金)を渡していないのに「取引は既に成立てしまっているのでお金を払え」という業者もいるので、安易に契約しないよう注意すること。

もしトラブルにあったら、最寄りの消費生活センター等に相談すること。

参考

[「ロコ・ロンドン取引」と称する金\(貴金属\)の取引及び海外商品先物オプション取引にご注意下さい](#) (経済産業省)

本件連絡先 相談調査部

電話 03-3446-0999(相談受付)

◀ [ご注意ください](#)

▲ [ページトップへ](#)

[入札等\(調達情報\)](#) | [職員採用情報](#) | [保有する個人情報の取扱い](#) | [情報公開の案内](#)

Copyright (c) National consumer affairs center of Japan All Rights Reserved

